

平成30年度（第2回）境港市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成30年12月20日（木）
場 所 境港市役所保健相談センター
健康相談室

出席者 （委員）足立 利昭、門脇 重仁、足立 則文、遠藤 秀之、柏木 香寿子、柏木 咲子、
木村 清、田中 茂人、早川 明美、松本 憲昭、山田 隼人、渡邊 はるみ
欠席者 （委員）松野 充孝、山本 真次
事務局 市民生活部長 木下 泰之、市民課長 池田 明世
市民課保険年金係長 隠岐 京子、市民課 石長 恵、松田 陽子
傍聴者 なし

（1）開 会 午後1時30分

（2）会長あいさつ

（会 長） 平成30年もあと10日ばかりという大変お忙しい中を、国保運営協議会にご出席いただきありがとうございます。来年は消費税が10パーセントになる。国保新聞には、国保税の限度額が3万円上がると載っていた。本日は平成31年度の国民健康保険についてご審議いただく。よろしくお願ひします。

（3）市民生活部長あいさつ

（部 長） 今年も残すところ10日余りとなった。皆さま、お忙しい中、今年度第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。現在、市では平成31年度の予算編成の作業中である。本日は、国保の31年度の予算要求にあたっての基本的な考え方について説明させていただく。平成30年度は国保については都道府県化や、境港市においては賦課方式の変更など大変大きな変更をしたところだが、31年度は少し立ち止まって、県や他市町村の動向も見極めながら取り組んでいきたいと思っており、国保税については見直さない方針である。一方、国では課税限度額を現在の93万円から基礎賦課部分を3万円引き上げて、全体で96万円にする方針が示されている。これにより地方税法が改正になれば、市でも国民健康保険税条例を改正する予定である。この後、担当から詳しく説明する。

（4）委員出席状況報告

（事務局） 本日の会議の定足数について

松野充孝委員と山本真次委員が欠席。出席した委員は12名で委員定数の2分の1以上なので、協議会規程第5条第2項により、会議が成立していることを報告する。

(5) 議事録署名委員の選出

(会 長) 議事録署名委員は、早川明美委員と柏木香寿子委員とする。

(6) 協議事項

(会 長) 『平成 31 年度国民健康保険税について』事務局は説明してください。

(事務局) 『平成 31 年度国民健康保険税について』報告。

《要 旨》

平成 31 年度の国民健康保険税の税率は平成 30 年度と同様とし、税率改定は行わないこととしたい。

◆平成 31 年度の「国民健康保険事業費納付金」は、30 年度と同様の算定方法となる見込みである。

◆保険税を改定しない理由

①31 年度の「国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）」の算定方法は、30 年度と同様となる見込みである。

②30 年度に「資産割の廃止」という大きな改定を行ったが、当初賦課時点での 1 人当たりの賦課額は 29 年度と同等であり、実質的には据え置きである。

③税率改定を毎年行くと、被保険者の混乱に繋がる。納付金の額や国保税の収納率などの様々な要因により、年度によって財源の過不足が生じることが想定されるが、その都度、税率改定を行うのではなく、税率は数年単位で考えていくべきである。

④国保制度改革に伴い、事務の標準化として、県単位で保険税（料）率や被保険者証の統一化などが検討されており、32 年度に納付金の算定方法が変わる可能性がある。これに合わせて 32 年度に税率改定が必要となると思われるので、31 年度は据え置きとしたい。

⑤国民健康保険基金の残高が 2 億円超あるため、納付金の財源不足に対しては基金からの充当で対応することが可能である。

◆納付金の財源が不足した場合は、国民健康保険基金を取り崩して充当する。

現在の基金残高は、2 億 2 千万円余。さらに、29 年度からの繰越金 2 億 1 千万円余のうち、返還金等の財源に充てた残りを今年度末に積み立てる予定である。

◆31 年度の納付金においては、29 年度の前期高齢者交付金等の精算が行われるため、1 億円程度の返還金が発生する可能性がある。これは 29 年度に過大交付された交付金の返還であり、過去の決算剰余金は基金に積み立てているので、納付金の財源不足が生じた場合は基金を充当したい。

(会 長) 『平成 31 年度国民健康保険税について』、質問や意見があれば発言してください。

(事務局) 30 年度に境港市は資産割を廃止したが、平均的な 1 人当たりの保険税額は 29 年度と同等とした。他市町村の状況としては、増額した市町村はなく、減額が 3 町あった。

資産割を廃止したのは境港市と鳥取市。それ以外の14市町村は税率改定を行っていない。31年度の状況はまだ分からないが、概ね税率は変えない方向で考えている市町村が多いようだ。納付金方式が始まったばかりで、32年度以降に納付金の算定方法が変わる可能性があることから、増税する市町村はないだろうと考えている。ただ、どの市町村も境港市と同じく資産割の課題があり、大山町は31年度から廃止する方向で協議を進めている。納付金が上がったからといって、増税する動きはないようであり、境港市も同じ税率で賦課させていただきたいと考えている。

(委員) 県内で資産割が廃止されたのは鳥取市と境港市で、それ以外は継続しているのか。米子市や西伯町は資産割があるということか。

(事務局) はい。これまで、どの市町村にも資産割があったので、鳥取市と境港市以外は資産割が継続している。大山町は31年度から廃止すると議決されたようだ。

(事務局) 大山町は、資産割を廃止することは決まったようだが、実際の税率は来年の議会で決められることになる。

(部長) 前期高齢者交付金で1億円の精算払いが予想されるということだが、基金が2億227万円余ある中から1億円を返還するということか。

(事務局) 保険税収入を優先的に充てるが、1億円は到底まかなえないので、不足分は基金を充てることになると考えている。

(部長) 30年12月20日現在で基金は2億200万円余あるが、29年度の繰越金2億1千万円余は、返還金に充てる分が確定していないから、まだ基金に積み立てていない。2億200万円余から1億円を引いて、なおかつ29年度の黒字から返還金を引いた分が上乗せになり、それなりの額が確保できるので、それが31年度の国保税は見直さなくても良いという要因の一つである。

(事務局) 31年度に返還金として前期高齢者交付金が1億円くらい発生するのではないかという情報が入ってきているが、それ以外にも超過交付されているものがあり、返還請求が来るので、2億1千万円がそのまま基金に積めるわけではないが、ある程度の積み立てはできる。そういった状況から納付金で不足した部分については、やりくりできると考えている。

(会長) 大雑把に言うと、基金が2億円あって、前期高齢者交付金の返還が1億円だから、基金は1億円くらい残りそうだということか。

(事務局) 1億円以上になる。今、基金が2億円で、かつ繰越金が2億円あるので、単純に4億円ある。前期高齢者交付金の返還金が1億円、それ以外の返還金もあるが1億円を超えることはないと考えている。現在の基金2億2百万円には手を付けず、納付金に充当できるだけの残高はあると考えている。

(会長) 繰越金を全額基金に積めるかはわからない。

(事務局) まだ返還金の額が決まっていないが、ある程度は積めると考えている。

(会長) 『平成31年度国民健康保険税について』、事務局の考え方に承認する方は拍手してください。

《拍手多数》

(会長) 拍手多数と認める。

(7) その他

(会 長) 『今後の国民健康保険制度について』、事務局は説明してください。

(事務局) 『今後の国民健康保険制度』について説明。

《要 旨》

◆保険証の取り扱いを、県内で統一する方向で協議を進めている。保険証の更新時期を8月とすること、保険証と高齢受給者証を一体化すること、保険証の一斉更新は郵送で行うこと。この3点について、境港市は平成32年8月から実施する予定。

◆被保険者番号が世帯単位から個人単位に変更する。被保険者の健康管理での活用が期待できる。

◆オンライン資格確認が導入される。医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードか保険証を提示することにより、オンラインで即時に資格情報が確認できるようになる。

(会 長) 質問、意見があれば発言してください。

(委 員) マイナンバーによる資格確認は、確定申告のときのようなカードリーダーを利用するのだと思うが、保険証の番号で照会というのは、厚生労働省のホームページなどを使うことになるのか。

(事務局) 医療機関にある、ネットワークに繋がっているパソコンから照会することになる。

(委 員) 保険証の番号を打ち込めばよいのか。

(事務局) 個人単位化された保険証番号を使う。保険証には、世帯単位の番号と新たに追加される個人単位の2桁の番号が記載されている。これを入力して照会すると、その人が今どの保険の被保険者なのかが確認できる。

(委 員) 病院は大変だ。病院が資格確認して、薬局は処方箋の記載を見ている。間違っていることがあるが、薬局でも照会ができるならその場で問い合わせができる。いずれにしても、本人が持ってくる保険証が違っていたら駄目ではないかと思うが、保険証番号は変わらないのか。

(事務局) 保険者ごとに番号は変わるが、1人の人の情報が連携されていて、どの番号で照会しても現在の保険がわかるようになるようだ。ただ、個人情報の問題があるので、どこまで見られるようになるかはわからない。

(委 員) 確認用の端末については、これから検討されるのか。

(事務局) 今、医療機関でお持ちのパソコンでできるのか、具体的な情報がない。

(委 員) 確定申告は家庭用のパソコンでできるが、そういうイメージで考えておけばいいのか。

(事務局) セキュリティの面をどう考えていくのかという問題はある。

(委 員) 保険証の有効期限はどうなるのか。

(事務局) 各市町村が出す保険証は1年単位になると思う。

(委 員) カードリーダーのシステムのモデルは決まっているのか。

(事務局) まだ全く決まっていない。

(委 員) そこが一番問題。医療機関や薬局がカードリーダーを置き、オンラインシステムを設置する。これらを全部しないと実施できない話である。また、国保だけでなく社会

保険も一斉に実施してもらわないと窓口が混乱する。そこの連携をきちんとしてもらいたい。カードリーダーにも色々と問題がある。例えば、境港市の保険証はコピーガードがきつくてリーダーで読めないことがある。しかし、コピーガードを甘くするとセキュリティが下がる。そのあたりを、他の保険との関連も含めて検討してもらいたい。

(事務局) 市民課でもマイナンバーカードでアクセスして個人を確認することがあるが、ICカードリーダーもいろいろなメーカーから出ていて、だいたい20機種くらい適用機種があるようだ。今後、医療機関にも一覧表などが提示されてくると思うが、まだ詳しい情報が入っていない。

(委員) 要するに、資格確認は今まで通り保険証を確認すれば良い、返戻を減らすために、資格を確認したい場合はシステムでできる、ということ。

(事務局) 医療機関で保険が変わっていないことが確認できれば良いのではないかな。

(委員) 月の途中で保険が変わって、レセプトが返戻されてくることがある。システムでそれが防止できるようになるが、必ずしもシステムを使わなければならないということではないのですね。

(委員) 月初めに保険証を持ってきたら、月の途中で保険証が変わっても持ってこないことが多いから、医療機関では保険証が有効かどうか分からない。本来、月の初めに保険証を確認すればよいと文章化してある。月の途中で保険の資格がなくなったら、国保や会社には保険証の回収義務があるが、義務を怠っている。そのあたりもきちんと整理してもらいたい。毎回、医療機関が資格確認するのも混乱につながる。

(委員) これは難しい問題だ。社会保険だった人が退職して国保に入ることになっても、会社が資格喪失届を出していないと、マイナンバーで確認しても、まだ社会保険に加入しているように表示されてしまう。これからはそういう問題も出てくる。だから、マイナンバーで確認したものが正しいとは限らない。

(委員) 途中で患者の保険証が変わると、不正請求の扱いとなる。医療機関は悪いことはしていないのだが。一部の誰かが不利益になるような制度にならないような方法を検討してもらいたい。今困っていることが解決されなければ、制度改正のメリットがない。

(事務局) 難しい課題だが、新しい情報が入ったらお伝えする。

(委員) 保険証の大きさはどうなるのか。

(事務局) 現在の保険証に高齢受給者証の情報が入るので、保険証のサイズは変わらない。

(委員) 医療機関に行くと、この医療機関を使ったという通知が来るが、これも個人単位で来るようになるのか。

(事務局) 医療費通知は、今年の1月診療分からすでに個人単位に切り替えた。同じ世帯でも個人ごとに分けて、それぞれ本人宛にお送りしている。県外の学校に行っている子どもの分は、世帯主の住所に本人宛で送っている。

(会長) 発言がないようなので、『今後の国民健康保険制度』については、以上とする。

(会長) 『その他』について、ほかに何かありますか。

(事務局) 本日の議案で、31年度の保険税率の改定は行わないということでご承認をいただい

た。31年度の納付金は1月初旬に提示される予定で、現在の額から大きく変わることは考えにくいですが、もし大幅に変更になった場合は、改めて皆さまにご相談させていただきたい。その場合は、1月24日に協議会を開催することを考えている。医療費の変動に伴って納付金額も変動するので、多少は変わると思うが、30年度と同等程度で、十分基金で充当できるということであれば、1月の協議会は開催せず、2月下旬に開催して、31年度予算編成に向かいたい。

(会 長) これをもって、平成30年度第2回境港市国民健康保険運営協議会を閉会する。

(8) 閉 会 午後2時20分